

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 26 年 3 月 28 日・東京都規則第 29 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の第 2 計画期間から新たに適用する事項の規定を整備するほか、所要の規定を整備する。

イ エネルギー環境計画書制度

エネルギー状況報告書の提出期限及び公表期限について、規定を改正する。

ウ エネルギー有効利用計画書制度及び建築物環境計画書制度

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）の改正に伴い、建築物の熱負荷の低減に係る規定を改めるほか、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度等

(ア) 削減義務履行期限の変更

- ・削減義務の履行期限を、削減義務期間の終了年度の翌年度の末日から、6 箇月延長し削減義務期間の終了年度の翌々年度の 9 月末日までに改正する。
- ・排出総量の確定に係る手続の完了が削減義務期間の終了の翌々年度の 4 月 3 日以降となった場合は、完了日の翌日から起算して 180 日を経過した日を履行期限とする。
- ・上記の場合に該当するときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、「排出総量通知書」等により手続の完了を通知する。

(イ) 振替可能削減量等の移転

(ア) の改正に伴い、有効期限を過ぎたものとして振替可能削減量を抹消口座に移転する日も 6 箇月延長し、義務期間の終了年度の翌々年度の 9 月末日までに改正する。

(ウ) その他ガス削減量

その他ガス削減量の発行可能な期間を、第 2 計画期間まで延長する。

(エ) 基準排出量

- ・基準排出量の算定の際に、これまで連続する 3 箇年度のうち標準的でない年度として 1 箇年度のみ除くことができたが、最大 2 箇年度まで

除くことを認め、2箇年度平均又は1箇年度の排出量を選択できるようにする。

- ・排出係数の見直し等温室効果ガス排出量の算定方法や基準排出量の算定の基礎となる事項の改正がある場合は、特定地球温暖化対策事業者の申請に基づき、既に算定された基準排出量も改正内容に応じて調整する。
- ・改定後の基準排出量について、基準排出量改定通知書により通知する。

(オ) 振替可能削減量等の更正

排出係数の見直し等温室効果ガス排出量の算定方法や削減義務量の算定の基礎となる事項の改正により、振替可能削減量等の量を増加させる必要がある場合は振替可能削減量等の更正を行う。

(カ) 削減量口座簿の記録の保存期限

(ア) 及び (イ) の改正に伴い、知事が削減量口座簿の記録を保存する期限を、各削減計画期間の終了年度の翌年度の末日から10年後の日から6箇月延長し、各削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日から10年後の日までに改正する。

(キ) 統括管理者、技術管理者の要件

これまで統括管理者及び技術管理者の要件として知事が指定した講習会の修了が必須だったが、既に管理者が選任されている事業所で新たに選任する場合及び新規事業所においても管理者の経験がある者を選任する場合は、講習会の受講を任意とする。

(ク) 特定テナント等事業者

- ・特定テナント等事業者の要件の基準日を、毎年度5月末日から前年度3月末日に変更する。それに伴い、電気の使用量の算定期間を変更する。
- ・特定テナント等地球温暖化対策計画書の記載事項から、その他ガス年度排出量とその算定の基となる事業活動の量を削除する。

(ケ) 地球温暖化対策報告書の作成

第2計画期間から第4条第1項ただし書又は第4条の8第2項第2号が適用され削減義務対象除外となる中小企業者等の事業所を、「指定地球温暖化対策事業所相当事業所」と「特定テナント等事業所相当事業所」と規定し、地球温暖化対策報告書制度の対象外とする。

(コ) 優良特定地球温暖化対策事業所認定の効果期間

第一計画期間中に受けた認定の効果は、申請を行った年度から5年間とする。また、再申請を行った場合も当初の申請を行った年度から5年度目までを効果期間とする。

(サ) 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準

検証事項のうち、登録検証機関が検証を行うことが特に困難であるとして知事が別に定める場合に該当するときは、検証を行う事項から除く。

(シ) 検証機関登録申請者略歴書

検証機関登録申請者略歴書の生年月日の欄を削除する。

(ス) 温室効果ガスの排出の量の算定方法

温室効果ガスの排出量を算定するに当たり、排出係数の特に低い熱又は電気の供

給事業者から供給を受けた場合は、排出量を小さく算定する。

排出係数の特に高い電気供給事業者から供給を受けた場合は、排出量を大きく算定する。

イ エネルギー環境計画書制度

エネルギー状況報告書の提出期限を7月末日とし、公表期限を翌年度の7月末日とする。

ウ エネルギー有効利用計画書制度及び建築物環境計画書制度

(ア) 用途区分

図書館及び博物館について、これまで事務所等に分類していたが、集会所等に分類する。

(イ) 建築物の熱負荷の低減に関する省エネルギー性能目標値の設定及び省エネルギー性能基準の遵守

建築物の熱負荷の低減に関する省エネルギー性能目標値の設定及び省エネルギー性能基準の遵守は、非住宅部分については、これまで非住宅部分の各用途ごとに設定し、遵守しなければならなかったが、非住宅部分の全部（工場等第8条の3第2項第9号に規定する用途に供する部分を除く。）について設定し、又は遵守するものとする。

(ウ) 建築物の熱負荷の低減に関する省エネルギー性能基準の値

建築物の熱負荷の低減に関する省エネルギー性能基準の値の算定の式を変更する。

(エ) 建築物環境計画書の変更の届出

(イ)の改正に伴い、非住宅部分に係る変更の届出が必要となる場合の規定を整備する。

(オ) 特定建築物等工事完了届出書の提出期限

特定建築物等工事完了届出書の提出期限を、工事が完了した日の翌日から起算して15日目から30日目に変更する。

(カ) 省エネルギー性能評価書の作成等の省略

(イ)の改正に伴い、省エネルギー性能評価書の作成等が省略できる場合の規定を整備する。

(キ) 特定マンション建築主の氏名等の変更の届出

特定マンション建築主の氏名等に変更があった場合の届出の様式を、特定マンション建築主氏名等変更届出書から特定建築主等氏名等変更届出書に変更する。

2 施行日

- (1) 1(2)ア(サ)及び(シ)について 公布日(平成26年3月28日)
- (2) (1)及び(2)以外について 平成26年4月1日
- (3) 1(2)ア(ア)から(コ)まで及び(ス) 平成27年4月1日

3 問合せ先

- (1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について

東京都環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

- (2) エネルギー環境計画書制度及びエネルギー有効利用計画書制度について

東京都環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課新エネルギー担当

直通 03-5320-7783

内線 42-941

- (3) 建築物環境計画書制度について

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課建築物係

直通 03-5388-3536

内線 42-751